

令和3年12月10日
淀川本川河川保全利用委員会
資料3

令和3年度 審議対象案件の占用施設説明書

目 次

6. 公園緑地（独立行政法人 都市再生機構）	1
15. ひまわり児童遊園（高槻市）	9
17. 津之江公園（高槻市）	19

6.公園緑地 (都市再生機構)

記入者：独立行政法人都市再生機構西日本支社

住宅経営部管財課 本吉 正宗

番号	6. 公園緑地	占用目的	緑地	許可受者	都市再生機構	場所	左岸 11.0k+120m~11.2k+70m
ランク:C							

(占用者作成)

位置図		現況写真	 下流側から (朱線: 占用区域)
標準断面	(堤防天端)	現在の利用形態	・ 修景・園路・休憩施設等
		占用面積	4,052.77 m ²
許可の経緯	<当初許可>H14.09.01 <許可期限>R04.08.31	都市計画の有無	大阪都市計画公園 5・5・1号城北公園
堤内地・堤防・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地	付帯施設等	ベンチ
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパー堤防における旧堤防法面部の施設。 ・ 旧公団法 33 条協議により、公団が占用し、公園として整備を行った上で、大阪市都市公園（城北公園）として開設されるまで維持管理を行い都市公園として開設できるようになれば、大阪市に引き渡す。 		
前回審議意見と対応	<p>前回審議の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した施設の利用と管理にあたること 	<p>前回審議意見の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き自然環境保護に留意した利用及び管理にあたる。 	

【チェックリスト】

Cランク案件のチェックリストの様式
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:06公園緑地)

No	確認の観点	確認事項	適年度意見	適年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			「淀川改修高規格堤防事業に関する協定書」により事業を進め、協定書第5案に基づき、旧堤防の裏法地部分を公園として整備し、維持管理する。		○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			大阪市都市公園(城北公園)として開設されるまで維持管理を行い、都市公園として開設できるようにすれば、大阪市に引き渡すため、現在での防災上の位置づけはない。		○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			大阪市都市公園(城北公園)として開設されるまで維持管理を行い、都市公園として開設できるようにすれば、大阪市に引き渡す。		○:ある △:検討中 ×:ない	
7	占有目的	特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			「緑地をご利用のみなさまへ」看板にて周知している。		○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占有目的に合致しているか	川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した施設の利用と管理にあたること		主に児童の利用する公園として利用されている。		○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占有区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			ワンド群などの低水路では、魚類ではセゼラなど、底生動物ではトンガリササノハガイなどの重要種。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			設置されていない。		○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占有区域外を使用していないか (例)トイレ、道入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			中央通路部を除いて、草原となっている。		○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			動物の糞尿、ゴミの散乱などがある場合がある。		○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			「緑地をご利用のみなさまへ」看板にて周知している。		○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			「緑地をご利用のみなさまへ」看板にて周知している。		○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】



【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 占用地への自由な出入りを制限する看板等の設置については、河川管理者と協議の上、設置が必要な場合は許可を得ること
- ⇒ 看板については団地際に移設予定
- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した施設の利用と管理にあたること
- ⇒ 引き続き自然環境保護を意識した利用及び管理にあたる

平成23年 委員会

- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した施設の利用と管理にあたること
- ⇒ 引き続き自然環境保護を意識した利用及び管理にあたる

平成28年 委員会

- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した施設の利用と管理にあたること
- ⇒ 引き続き自然環境保護を意識した利用及び管理にあたる

15.ひまわり児童遊園

記入者：高槻市都市創造部公園課 段林

番号	15. ひまわり児童遊園	占用目的	公園	許可受者	高槻市	場所	右岸 28. 2k
ランク	C						

(占用者作成)

位置図		現況写真	
標準断面	— (堤内地)	現在の利用形態	・遊戯施設
		占用面積	623. 60m ²
許可の経緯	<当初許可>S51. 10. 07 <許可期限>R04. 8. 31	都市計画の有無	無
堤内地・堤防・堤外地	○堤内地・堤防・堤外地	付帯施設等	遊具、ベンチ
特記事項	なし		
前回審議意見と対応	前回審議の意見		前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・今後委員会での個別審議は不要とする。ただし、大規模な改修のある場合は委員会へ報告をすること 		<ul style="list-style-type: none"> ・公園外への土砂流出や遊具等の施設老朽化が著しく、地元要望もあったため平成30年度に、淀川河川事務所に許可を受けた上で公園再整備工事を実施した。

【チェックリスト】

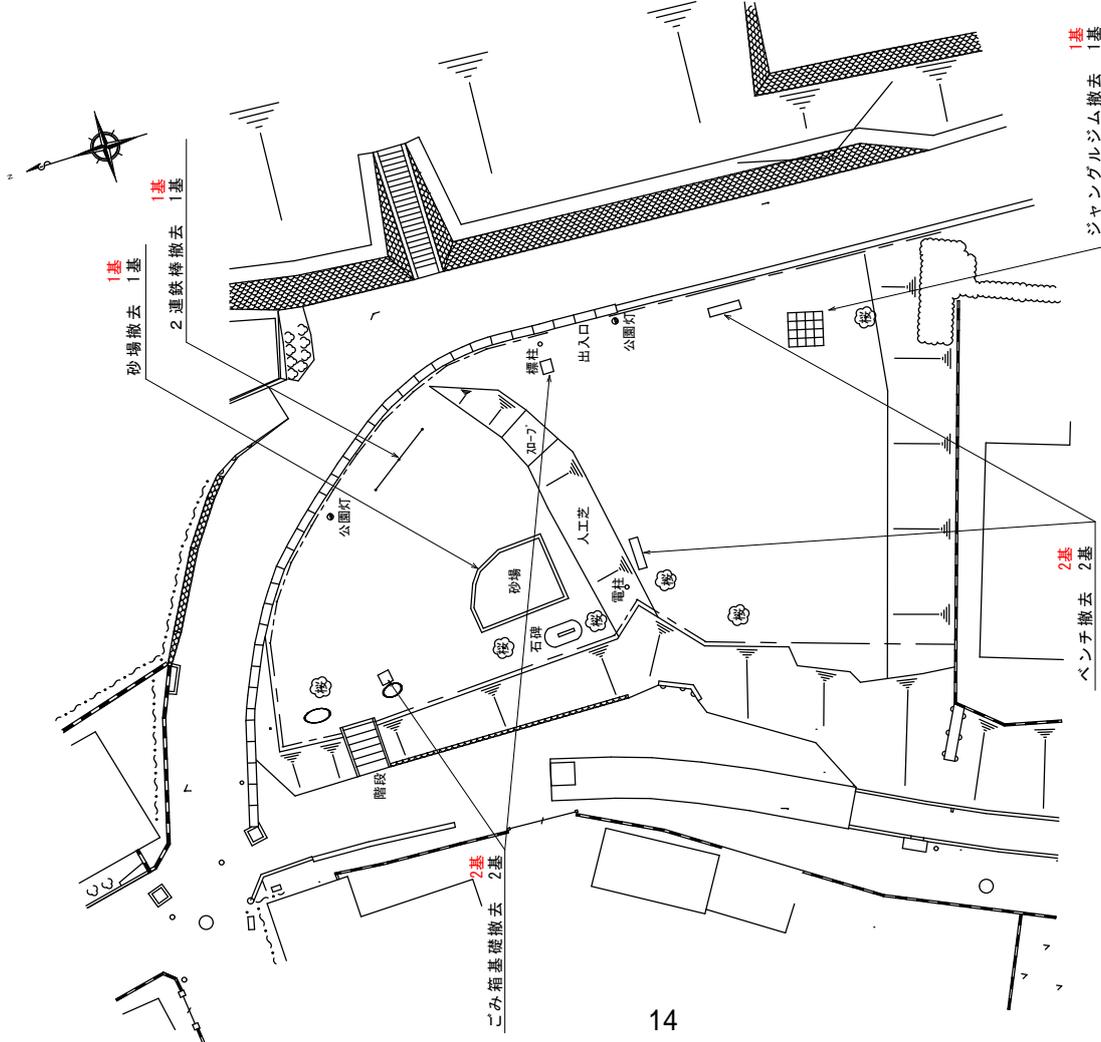
Cランク案件の子エックリストの様式
●河川保全利用子エックリスト(占用地 名称:15ひまわり児童遊園)

No	確認の視点	確認事項 目録体系が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占有者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
1	占用の必要性				× 特に位置づけされていない			○ ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			× 特に位置づけされていない			○ ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			× 現段階で計画はない			○ ある △:検討中 ×:ない	
7	占有目的	特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			○ 自由利用であるため			○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占有目的に合致しているか	今後委員会での個別審議は不要とする。ただし、大規模な改修のある場合は委員会へ報告をすること	公園外への土砂流出や遊具等の施設老朽化が著しく、地元要望もあつたため平成30年度に、淀川河川事務所に許可を要した上で公園再整備工事を実施した。	○ 公園として開設している			○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占有区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			× 特に調査等を行っていない			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			○			○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占有区域外を使用していないか (例)トイレ、遺具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等			○			○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			○			○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			○ 高槻市都市公園条例に基づき管理を行っている			○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			○ 公園利用のルール看板を設置し、周知を行っている			○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】

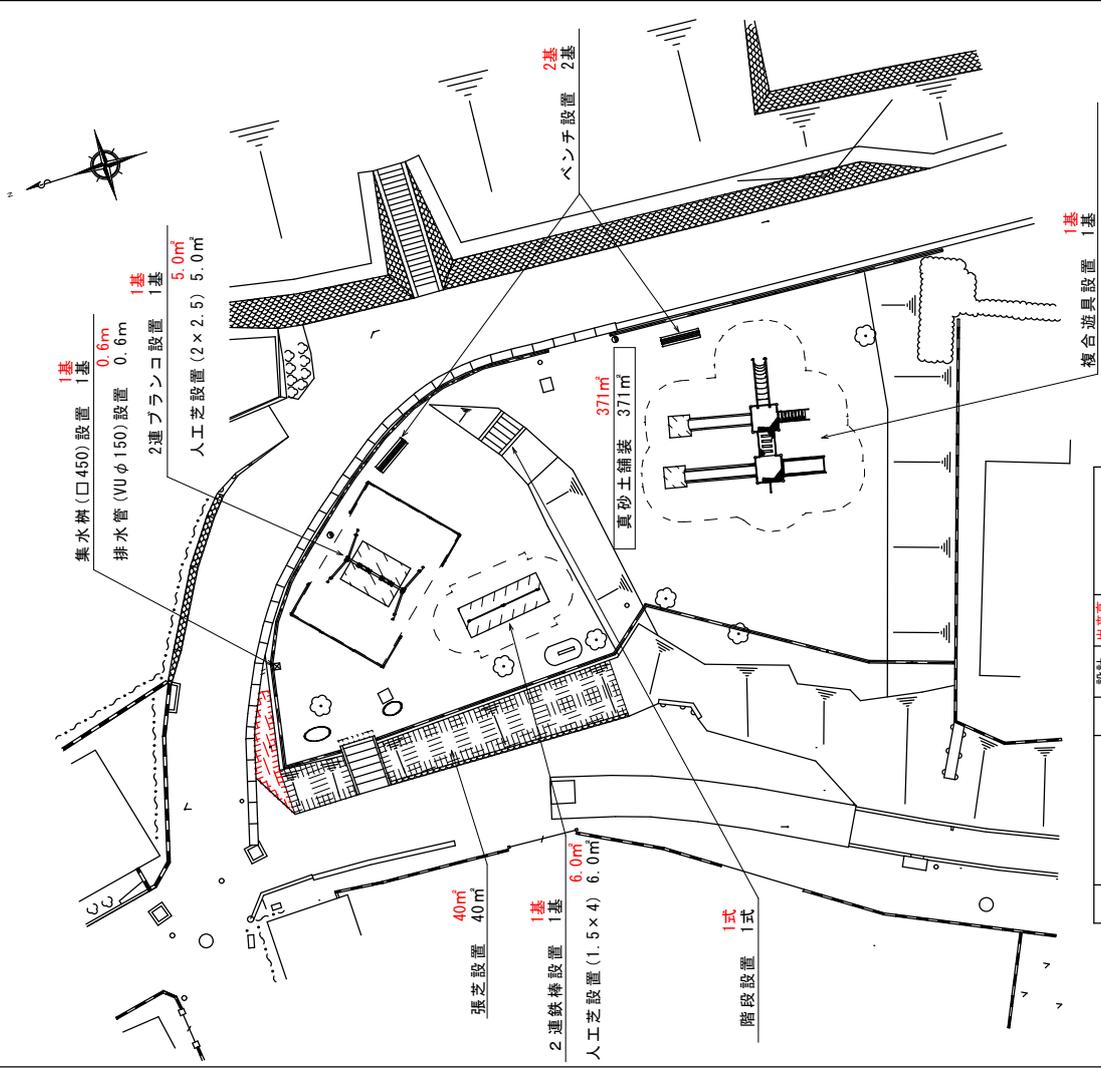
【大冠町二丁目まわり公園】

施設撤去平面図



種別	項目	単位	設計数量	出来高数量	備考
公園施設撤去工	ジャングルジム	基	1	1	
	2連鉄棒	基	1	1	
構造物取壊し工	ベンチ	基	2	2	
	砂場	基	1	1	無筋
	ごみ箱基礎	基	2	2	無筋

施設設置平面図



記号	名称	単位	設計数量	出来高数量	備考
■	張芝	㎡	40	40	ノシバ
〇	集水樹	基	1	1	口450
〃	排水管	m	0.6	0.6	VUφ150
目	階段	式	1	1	W=1.5m
+	真砂土舗装	㎡	371	371	
□	複合遊具	基	1	1	
一	2連ブランコ	基	1	1	
一	2連鉄棒	基	1	1	
□	人工芝	㎡	13.0	13.0	
■	ベンチ	基	2	2	





【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

✓ 施設の利用及び維持管理にあたっては、新たな施設拡充等を行うことなく、河川環境の保全・再生に引き続き配慮願いたい
⇒新たな施設拡充を行うことなく、河川環境の保全再生に配慮した管理を地元自治体と連携して実施している

平成20年 委員会

✓ 前回と同じ

平成23年 委員会

✓ 前回と同じ

平成28年 委員会

✓ 今後委員会での個別審議は不要とする。ただし、大規模な改修のある場合は委員会へ報告をすること

17.津之江公園

記入者：高槻市都市創造部公園課 段林

番号	17. 津之江公園	占用目的	公園	許可受者	高槻市	場所	芥川 右岸 1.8k+90m~2.2k
ランク	C						

(占用者作成)

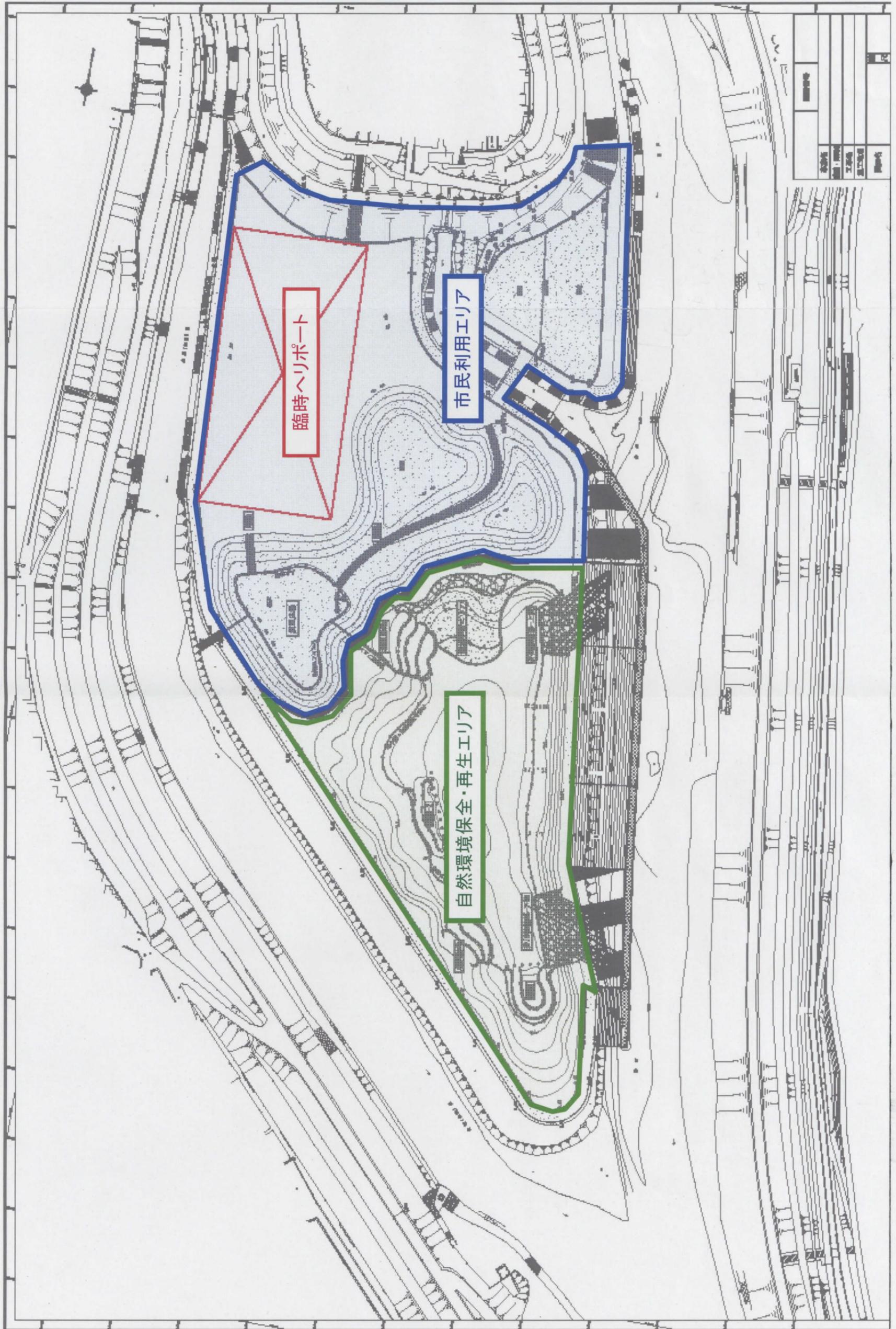
位置図		現況写真	
標準断面		現在の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的広場 ・湿地ビオトープ
		占用面積	30,537.89 m ²
許可の経緯	<当初許可>S43. 8. 20 <許可期限>R05. 3. 31	都市計画の有無	有
堤内地・堤防・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地	付帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・便所（可動式） 1 基 ・手洗場 1 基 ・擬石ベンチ 16 基 等
特記事項	なし		
前回審議意見と対応	前回審議の意見		前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体との協働による自然環境モニタリング、HP やパネル等での情報公開について、継続して実施してもらいたい ・環境モニタリングの結果、啓発活動に実施状況等について、委員会へ報告すること 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に始まった市と市民団体の協働での保全活動を中心に、近隣小学校向けの環境学習や市民参加型の自然観察会等の啓発活動を継続しています。 ・活動状況については別紙のとおり

【チェックリスト】

Cランク案件の子エックリストの様式
●河川保全利用子エックリスト(占用地 名称:17津之江公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			○ みどりの基本計画に位置づけられている				○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			○ 地域防災計画に災害時 用臨時ヘリポート及び準広 域避難地として位置づけられ ている				○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			× すでにグラウンド機能を近 接の小学校跡地に移転し ている				○:ある △:検討中 ×:ない	
7	占有目的	特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			○ 自由利用であるため				○:公平に利用できる △:公平に利用できない ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占有目的に合致しているか			○ 自然再生区域・公園区域 に区分けし、その目的に 沿った利用がされている				○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占有区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等	市民団体との協働による自然環境モニタリング、HPやパ ネル等での情報公開について 、継続して実施してもらい たい (例)草履種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等 、委員会へ報告すること	○ 平成28年度に始まった 市と市民団体の協働での保 全活動を中心に、近隣小学 校向けの環境学習や市民参 加型の自然観察会等の啓発 活動を継続している	○ 同左				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			△ その都度、撤去指導を行 うなど適切に対応してい る				○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占有区域外を使用していないか (例)トイレ、道入れ等の工作物設置・グ ラウンド、駐車場等の造成・利用等			○				○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通 行や路上駐車による交通問題、騒音等			△ 夏場に花火の苦情が数 件寄せられており、夜間/ハ ットロールを実施している				○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルー ルを定めているか			○ 高槻市都市公園条例に 基づき管理を行っている				○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び 管理運営者に周知しているか			○ 公園利用のルール看板 を設置し、周知を行ってい る				○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又は ルールを定めていない	

【参考資料】



■津之江公園自然再生エリアにおける現在の活動状況について

1 津之江公園自然再生エリアについて

津之江公園自然再生エリアは、平成18年9月に策定された「芥川創生基本構想」のひとつとして計画された「津之江公園自然再生計画（平成20年2月）」に基づき、豊かな生態系拠点の創出と市民の憩いの場の確保のために整備されました。整備後はエリア内で自然再生状況のモニタリング調査（平成21～25年度）を実施し、その後は市と市民団体の協働での維持管理活動を中心に、市内の小学校向けの環境学習や市民参加型の自然観察会などを通じた、生物多様性に関する啓発・モニタリング活動を継続しています。

2 現在の活動状況

(1) 市民団体によるモニタリング・維持管理

平成28年11月に、市と市民団体「津之江公園を活かす会」との間で「津之江公園自然再生エリアに係る管理協定」を締結し、自然再生エリアが生物多様性豊かな環境となり、多くの市民が自然と触れ合うことができる公園となるよう、市と会が協働で維持管理活動を行っています。活動は毎月2回実施し、在来種の生息場所の保全・整備、外来種の駆除・除草を行っています。



▲ 活動の様子

(2) 環境学習

自然再生エリアを生物多様性の重要性等を学ぶ場として活用するため、「津之江公園を活かす会」の協力のもと、市内の小学校を対象とした環境学習を実施しています。

〈実施状況〉

年度	実施時期	学校名	学年	実施内容
H28	H29. 2	津之江小学校	3	野鳥観察
H29	H29. 11	桃園小学校	4	クズの引抜きとリースづくり
H30	H30. 10	如是小学校	3	バッタ採集とバッタオリンピック
H30	H30. 11	津之江小学校	3	クズの引抜きとリースづくり
R 1	R 1. 12	如是小学校	4	クズの引抜きとリースづくり
R 2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で未実施			
R 3	R 3. 12	津之江小学校	2	クズの引抜きとリースづくり（予定）
R 3	R 4. 1	五百住小学校	4	ヨシ刈りとヨシズ作り（予定）



▲クズのツル引抜きの様子



▲リースづくりの様子

(3) 市民を対象とした自然観察会

市と「津之江公園を活かす会」の共催で、市民向けの植物・昆虫・野鳥の観察会などを実施しています。

《実施状況》

年度	実施時期	内容	参加者
H 2 8	H 2 9. 2	野鳥観察会	3 3名
H 2 9	H 2 9. 7	植物観察会	2 3名
	H 2 9. 7	昆虫観察会	2 3名
	H 3 0. 2	野鳥観察会	—
H 3 0	H 3 0. 9	昆虫観察会	—
	H 3 1. 2	野鳥観察会	1 8名
R 1	R 1. 6	植物観察会	1 0名
	R 1. 9	昆虫観察会	2 7名
	R 2. 2	野鳥観察会	1 9名
R 2	R 2. 1 1	啓発イベント（ヨシを利用したオーナメントづくり）	1 6名
R 3	R 3. 5	植物観察会	—
	R 3. 9	昆虫観察会	—
	R 4. 2	野鳥観察会（予定）	—

※ 平成30年2月の野鳥観察会、30年9月の昆虫観察会、令和3年9月の昆虫観察会は雨天のため中止。令和3年5月の植物観察会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。



▲昆虫観察会の様子



▲野鳥観察会の様子

(4) 特定外来生物の駆除活動

市と市民団体との協働により、生態系に悪影響を及ぼすおそれのある特定外来生物であるミズヒマワリの駆除活動を実施しています。

《実施状況》

年度	駆除量
H 3 0	2 3. 5 kg
R 1	5 3. 0 kg
R 2	7 4 0. 0 kg
R 3	4 0. 0 kg

※ 駆除量は芥川流域全体での量になります。

(5) 周知・啓発の状況

市ホームページに、環境学習や観察会などの実施結果を掲載するとともに、都市緑化フェアやエコフェスタなどの市が主催のイベントなどで、自然再生エリアでの活動について周知・啓発しています。

(2) 多様な生物が生息する生態系豊かな川が流れるまち

① 芥川・檜尾川水系など

芥川・檜尾川水系上流部を中心に多様な生物が生息しており、モリアオガエル、ヒダサンショウウオ、ホタルなどを「高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき保護動物として指定しています。

芥川の上中流部や檜尾川の上流部、新川には、ホタルが生息する環境が保たれており、地元保護団体が中心となって生息環境の保全活動が行われ、ホタルの観賞会なども開催されています。

また、芥川では、平成 18 年に策定された「芥川創生基本構想」に基づき、「芥川創生事業」として、魚道整備など「ひとと魚にやさしい川づくり」が市民協働で進められ、天然のアユが遡上するようになるなどの生態系の回復が見られています。

さらに、芥川と女瀬川の合流地点の津之江公園においては、自然再生エリアが整備され、市民参加による自然再生に向けた取組が進められています。

② 淀川水系

淀川の鵜殿のヨシ原は、淀川の水位の低下などによりヨシ原自体が縮小しつつありますが、大阪府の生物多様性ホットスポットに選定されており、チュウヒ、オオヨシキリなどの鳥類やカヤネズミ、キツネなどの小中型哺乳類が多く生息する、豊かな生態系を形成しています。



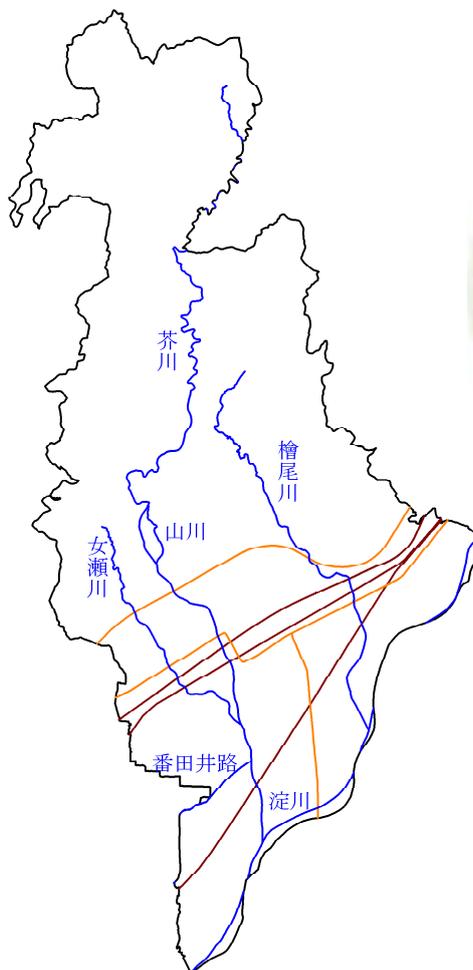
オオヨシキリ



カヤネズミ



鵜殿のヨシ原



モリアオガエル



ヒメボタル

図 1-9 淀川水系の生態系

災害時用臨時ヘリポート・ランデブーポイント一覧

名 称	所 在 地	管 理 者	電話番号	幅×長さ
淀川河川公園三島江地区	大字三島江	近畿地方整備局 淀川河川事務所	(072)843-2861	70×140m
南大樋運動広場	南大樋町 147	大阪府北部流域 下水道事務所	(072)620-6671	140×200m
青少年運動広場	芝生町 4 丁目 1-1	高槻市街にぎわい部 文化スポーツ振興課	(072)674-7649	90×150m
津之江公園	津之江町 2 丁目 614	高槻市都市創造部 公園課	(072)674-7516	50×110m
高槻市総合センター (屋上緊急離着陸場)	桃園町 2-1	高槻市総務部総務課	(072)674-7312	26×26m
淀川河川公園大塚地区	大字大塚	近畿地方整備局 淀川河川事務所	(072)843-2861	73×220m
関西大学高槻キャンパス 第 1 グラウンド	霊仙寺町 2 丁目 1-1	関西大学高槻 キャンパス事務長	(072)690-2160	100×70m
大阪医科大学グラウンド	沢良木町 2-41	学校法人 大阪医科薬科大学	(072)683-1221	100×100m
萩谷総合公園	大字萩谷 111-1	高槻市都市創造部 公園課	(072)674-7516	70×100m
高槻赤十字病院グラウンド	阿武野 1 丁目 1-1	高槻赤十字病院	(072)696-0571	70×80m
高槻市立檉田小学校 グラウンド	大字田能小字岡崎 6	高槻市教育委員会	(072)674-7601	60×66m
芥川河川防災ステーション	川西町 3 丁目 7-7	高槻市都市創造部 下水河川企画課	(072)674-7432	30×30m
古曽部防災公園多目的広場	古曽部町 3 丁目 15-1	高槻市都市創造部 公園課	(072)674-7516	30×30m
安満遺跡公園 (令和 3 年 3 月から)	八丁畷町 12-3	高槻市街にぎわい部 歴史にぎわい推進課	(072)674-7393	50×50m

※ 災害時用臨時ヘリポート 災害時の救助・救急活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するヘリポートをいう。

※ ランデブーポイント 重症や特殊な疾患であって、搬送に長時間要することが予想される患者の搬送時間を短縮するために、医師看護師が搭乗したドクターヘリと救急車両をドッキングさせるための場所をいう。

第9 避難

広域避難地一覧

(1) 広域避難地

番号	避難地名	広域避難地内施設名	総面積(有効面積)	収容可能人数
1	上の池公園周辺	上の池公園、阿武山中学校、養護老人ホーム	10.54ha(7.29ha)	36,450人
2	南平台中央公園周辺	南平台中央公園、南平台小学校、芥川緑地、埋蔵文化財調査センター	10.10ha(7.00ha)	35,000人
3	郡家老人福祉センター周辺	郡家老人福祉センター、郡家小学校、今城塚公民館	13.63ha(9.56ha)	47,800人
4	奥坂小学校周辺	奥坂小学校、第八中学校、府立高槻北高校、古曽部防災公園	16.17ha(9.02ha)	45,100人
5	芥川河川敷周辺	芥川河川敷(門前橋～城西橋)、清水池周辺	16.00ha(9.80ha)	49,000人
6	城跡公園周辺	城跡公園、高槻現代劇場、第一中学校、府立槻の木高校	14.13ha(9.61ha)	48,050人
7	総合スポーツセンター周辺	総合スポーツセンター、玉川・丸橋・芝生小学校、柳川中学校、玉川牧田コミュニティセンター、富田団地	52.55ha(22.52ha)	112,600人
8	下水処理場・南大樋運動広場周辺	高槻水みらいセンター、南大樋運動広場、桜台小学校、下田部団地	51.06ha(18.55ha)	92,750人
9	淀川河川敷(前島地区)	淀川河川敷(前島地区)	7.43ha(7.43ha)	37,150人
10	淀川河川敷(大塚地区)	淀川河川敷(大塚地区)	31.09ha(31.09ha)	155,450人
11	淀川河川敷(三島江地区)	淀川河川敷(三島江地区)	23.66ha(23.66ha)	118,300人
12	安満遺跡公園周辺	安満遺跡公園	22.00ha(21.26ha)	106,300人
計	12地区		267.26ha(175.90ha)	879,500人

(2) 準広域避難地

番号	避難地名	準広域避難地内施設名	総面積(有効面積)	収容可能人数
1	芝谷町中央公園周辺	芝谷町中央公園、芝谷中学校	4.20ha(3.08ha)	15,400人
2	緑が丘公園周辺	緑が丘公園	2.11ha(2.11ha)	10,500人
3	芥川公園周辺	芥川公園、三島救命救急センター	1.69ha(1.09ha)	5,450人
4	津之江公園周辺	津之江公園	6.40ha(6.40ha)	32,000人
計	4地区		14.40ha(12.68ha)	63,350人

※収容可能人数は1人当たり2㎡とした。

【参考資料】 河川保全利用委員会レビュー

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成17年 委員会

- ✓ スポーツ広場機能の一部を廃校に移すとあるが、スポーツ機能も持たせつつ、自然再生を図るのか
⇒ 廃校が代替施設となるため、スポーツ広場機能はなくすということになる
- ✓ 女瀬川の生態系についてのデータが欲しい
⇒ 芥川と併せて女瀬川も生物調査の対象に含める
- ✓ 構想策定のスケジュールはどうなっているのか
⇒ 津之江公園を核とした芥川再生事業を示すために、河川事務所や大阪府の支援をいただきながらスケジュールや整備計画について協議していきたい
- ✓ 津之江公園は都市公園に面積カウントされているのか
⇒ カウントされている
- ✓ 上位計画の中で津之江公園に期待されていた機能をどのようにフォローするのか
⇒ 都市公園として計画決定を受けている公園なので、都市公園としての機能も必要な部分と考え、整合性について検討していく

平成19年 委員会

- ✓ 芥川創生基本構想に、ひとと魚にやさしい、とあるが魚だけでなく植物についても考える必要がある
⇒ 津之江公園自然再生計画を策定し、エコトーン部を中心とした草本類などを加えた多様な生態系拠点の創出を目的に取り組んでいる
- ✓ 上位計画、都市公園との整合性についてはどうなったか
⇒ 今後も都市公園、準広域避難地としての防災機能を有した公園としていきたい
- ✓ 川らしい自然環境を保全・再生するという基本姿勢に立ち、人と川とのつながりを重視した施設の利用と管理にあたること
⇒ 自然再生公園として利用することをテーマとして、維持管理に努める

27

■過年度審議結果のレビュー

平成21年 委員会

- ⇒ 植生へ配慮した取り組みとして、市民参加型モニタリングで水際にヤナギの挿し木を行った
- ⇒ 芥川倶楽部と連携をとり、外来種のミズヒマワリの撤去を行っている

平成23年 委員会

- ⇒ 業者に委託しモニタリングを実施している
- ⇒ 小学生を対象に生物観察等の環境学習を行っている
- ⇒ 平成28年度には市民団体と維持について管理協定を締結し、継続的な自然環境保全、モニタリング活動を実施していく予定
- ✓ 自然環境の保全・再生にかかわる取り組みを積極的に進め、広報してほしい
- ⇒ モニタリング結果や環境学習実施結果等の市HPでの公開やパネル展示を行っている

平成28年 委員会

- ✓ 市民団体との協働による自然環境モニタリング、HPやパネル等での情報公開について、継続して実施してもらいたい
- ✓ 環境モニタリングの結果、啓発活動に実施状況等について、委員会へ報告すること